

審査基準及び標準処理期間

平成19年11月1日作成

法令等名	警備業法
根拠条項	第23条第5項において準用する第22条第6項
処分の概要	合格証明書の再交付
原権者(委任先)	大阪府公安委員会
法令等の定め	警備員等の検定等に関する規則 第15条第3項、第4項、第5項 (合格証明書の再交付の申請)
審査基準	
標準処理期間	14日(うち経由期間9日)
申請先	当該合格証明書の交付を受けた大阪府内の警察署生活安全課防犯係
問い合わせ先	当該合格証明書の交付を受けた大阪府内の警察署生活安全課防犯係
備考	